

■障害年金の初診日の証明が取れない場合の確認方法が一部変わります
－申請をあきらめた方、かつて却下された方は年金事務所へ相談を－

障害年金の受給手続きには、初診日（はじめて腎不全の原因となった病気を診断された日）をカルテ等で客観的に証明する必要があります。透析患者のように、何十年という長い年月を経て腎不全が進行する場合、カルテの保存期間が過ぎていたり廃院などにより、初診日を証明する書類が見つけれず、受給手続きができないケースが珍しくありません。

この「初診日」を証明する書類がない場合の確認方法が、今年10月から一部緩和されることになりました。

その一部内容は下記のとおりです。

▼第三者による証明で初診日が認められる場合

本人の申立ての初診日が客観的に認められる資料をあわせて提出する。また、原則、複数の第三者による証明が必要。

ただし、初診日当時の担当医師や看護師等の医療従事者による第三者証明については、当時の受診状況を直接みて認識していることから、参考となる資料がなくとも当証明のみで初診日が認められる。

▼初診日が同一の公的年金加入期間、未納がない期間と確認できる場合

初診日が具体的に特定できなくても、参考資料により一定期間内に受診したことがわかる医療機関で証明等が取れる場合は、本人申立ての初診日が認められる。

（参考：http://www.zjk.or.jp/news/2_560ce76be516d/upload/20151001-172016-2335.pdf）

これまで全腎協へ寄せられた障害年金に関わる相談では、初診日当時の担当医師等や客観的資料を見つけることが難しいケースが少なくありません。今回の見直しによって救済される方が大幅に拡大されるとは言いがたい状況ですが、これまで、初診日の証明が取れずに申請をあきらめた方やかつて却下された方には、受給の可能性が出てくる場合もあります。最寄りの年金事務所へ、病歴をメモにまとめご相談なさってみてください。

■衆参両議院で全腎協の請願採択 ー両院の厚生労働委員会採択は全腎協のみー

9月25日、通常国会厚生労働委員会が行われ、全腎協の「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」が、前年に引き続き衆参両議院で採択され、内閣へ送付されました。両院の厚生労働委員会で採択されたのは全腎協のみでした。

昨年の秋から全国で取り組んでくださった皆さんへ改めてお礼申し上げます。

次期通常国会に向けた請願署名用紙が皆さんのお手元に届きつつあるかと思えます。引き続き、一般の方たちに腎疾患患者の実情を知ってもらい両院採択をめざしながら、私たちの願いが実現できるよう取り組んでいただけますようお願いいたします。



台風18号による水害で大規模な被害を受けた常総市(茨城)。茨城県腎協によれば、9月末現在、被災した3施設のうち、2施設で透析治療を再開。すべての施設が補修工事などで完全復旧するのは10月中旬になる見込みとのこと。その後の様子とともに、お見舞いいただいた方々へのお礼のことばも添えられていましたのでお知らせいたします。